

九州大学百年史 第3巻 : 通史編 III

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1801800>

出版情報 : 九州大学百年史. 3, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第 12 編

学府・研究院制度の発足

第 1 章 大学院重点化の開始

第 1 節 大学院重点化の開始

(1) 大学設置基準の大綱化

臨教審答申

1947（昭和 22）年に制定された学校教育法には、初等教育から中等教育、そして大学について記された高等教育に関する条文まで、日本国内の学校教育に関わる様々な組織に関する条文が定められている。そのうちの第 3 条、第 8 条、第 63 条および第 88 条（いずれも 1956 年時点）の規定に基づいて、高等教育機関の設置および教育内容について定められた省令が、文部省令第 28 号として 1956（昭和 31）年に定められた大学設置基準である。

この大学設置基準第 19 条では、これまで「大学で開設すべき授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、及び専門科目に分ける」と記載されていた。授業科目があらかじめ定められている中で各教官の能力に応じた授業が行われており、この基準に応じて一般教育の責任機関として各大学には教養部が設けられ、一般教育を担ってきた。その後筑波大学の設置に伴う学部以外の教育組織の設立や独立大学院制度の創設など、大学のあり方そのものは時代の要請に基づいて少しずつ変化が見られるものの、大学設置基準に関しては大きな変更が加えられることなく、1980 年代を迎えた。この間急速に大学進学率が増加し、学生数の増加とともに大学の設備充実も進められてきたが、1992（平成 4）年の 205 万人をピークとした 18 歳人口の減少が迫る中で、将来の高等教育に対する組織改革は、喫緊の課題としてあげられた。



図 12-1 教養部看板

1984（昭和 59）年の中曽根康弘内閣時に設置された臨時教育審議会では、「二十一世紀を展望した教育の在り方」（第一部会）、「社会の教育諸機能の活性化」（第二部会）、「初等中等教育の改革」（第三部会）、「高等教育の改革」（第四部会）という形でそれぞれの部会に分かれ、教育の量的・質的転換に備えるための協議を行ってきた。

臨時教育審議会における大学の教育の在り方については、1985年の第一次答申の中で学歴社会の弊害を述べた上で大学入学者選抜制度改革について提唱している。最終答申では2年間の議論を踏まえ、国際化を見据えた秋入学制度の提唱とともに個性重視の高等教育への提言がまとめられた。これら答申の中で、大学教育の充実と個性化のために大学教育の大綱化・簡素化への提言が答申されたのは、1986年4月の第二次答申であった。

大学設置基準の大綱化

ここでの議論を引き継ぐかたちで、恒久委員会として1987（昭和 62）年に学校教育法第 69 条 3 項に基づいた文部大臣の直接諮問機関として大学審議会が設置された。ここでは省庁再編に伴う組織変更が行われるまで大学に関する様々な重大変更が提起されている。これについては第 13 編でもたびたび採り上げることとなるが、この大学審議会の場において1991（平成 3）年2月に答申されたのが「大学教育の改善について」であり、ここでの大きな変更点が「大学設置基準」の大綱化（簡素化）である。

大学教育について具体的に定めた大学設置基準のなかで、学部教育はそれまで一般教育科目と専門教育科目に分かれ、国立総合大学においては前者を教養部で、後者を各専門学部で実施することが一般的であった。表 12-1 上

表 12-1 大学設置基準における大綱化以前と以降の条文

大綱化（1991年6月）以前の大学設置基準（抄）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、百二十四単位を修得することとする。

- 一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位
- 二 外国語科目については、一の外国語科目八単位
- 三 保健体育科目については、講義及び実技四単位
- 四 専門教育科目については、七十六単位

2 前項の規定にかかわらず、大学は、学部、学科又は課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第一号の規定により修得すべき単位のうち十二単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目についての単位で代えることができる。

3 二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする大学の場合に当たっては、一の外国語の単位は、第一項第二号の外国語科目についての単位とし、他の外国語の科目の単位（前項の規定によるものを除く。）は、第一項第四号の専門教育科目についての単位と見なす。

大綱化以降の大学設置基準（上に対応しているもののみ記載）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

部に掲げるように、一般教育科目の中に外国語科目が設けられ、保健体育科目と専門教育科目に関しても最低必修単位数が定められており、各大学はこの規定に基づいた一律的なカリキュラム編成を行う必要があった。このことは、各大学に共通した一律的な基礎教育が行われる一方で、それぞれの授業が教員個人の責任で展開され、教養教育と学部における専門教育との関係性や教育目的からみた各授業科目の位置付けなどに課題を残していた。

大学審議会の答申は、この基準を大幅に緩和するものであった。それまで大学ごとに開設を義務づけていた授業科目の科目区分を廃止し、表 12-1 下部に記載しているように、卒業要件に関しては、最低修得単位数のみを規定した。これに伴い、講義や演習、実験など授業の方法別に定められていた単位の計算方法も大学毎に定めることができるようになり、学部内の組織として、学科以外に設けられる、教官が所属しなくても成立する課程制の導入が例外なく可能になった。

必要専任教員数についても各科目区分ごとに算定する方式が廃止され、収容定員の規模に応じた総数のみを算定するかたちに改められた。全教員における兼任教員数に関する制限も取り払われた。

一般教育課程と専門教育課程の区分けが取り払われた影響は当初の予想を上回る大きさを示した。国立大学においても教養部を学部化し、教養学部として組織変更を成し遂げた東京大学と埼玉大学以外の大学では、それまで一般教育を担ってきた教養部がつぎつぎと改組、もしくは廃止されていた。

九州大学においてもそれは例外ではなく、ふたつの独立大学院とセンターができたことはすでに第2巻通史編Ⅱ第11編で記載されている。

大学設置基準の大綱化とは、大学等の高等教育機関に対して文部省主導によって行われた組織改革であり、ある種の規制緩和の一環と言える。当時経済分野では日本の貿易黒字が増大することが問題視され、1989年に開催された日米首脳会議では、経済の構造改革と内需拡大を採り上げた日米構造協議の枠組みが作られ、工業界のみならずサービスの分野や教育にも及ぶ各種の規制緩和が求められるようになった。これには当時の日本がGDP比で見た研究開発費にかける予算額が少ないことに対する批判として、いわゆる「基礎研究ただ乗り論」のような、日米貿易摩擦の中で巻き起こった要求に対応し研究開発における政府支出を増大させる動きにもつながっている。これらの流れが大学審議会に及ぼした影響は少なからずあり、後に述べる大学院重点化の方針にも反映されることとなる。

このような背景のもと改正された大学設置基準の大綱化・簡素化によって、国公私立を含めた各大学では、それぞれが自らの責任の下に設定するカリキュラムに基づいて自由な授業プログラムを編成することが可能となった。このことによって、国立大学の学士課程教育は、選択科目を大幅に増やすことになり、また学生や教官の所属部局を超えた横断的授業が導入されるなど、多様な教育が実現されていった。

大学設置基準の大綱化によって、大学自身が自由なカリキュラム変更を行うことができるようになった反面、その方針自体の点検と評価が行われる必要があった。この仕組み作りとして、同時に答申された項目が、「大学の自己点検評価システム」である。別途第6章でも述べるが、九州大学においても将来計画小委員会の場において自己評価の具体的実施方策等の検討が行われた結果、1992年6月5日の評議会にて「九州大学自己点検・評価委員会」の設置が承認され、規則制定を経て正式に発足している（資料編Ⅲ-653、pp.3-4）。



図 12-2 文部省・科学技術庁看板

(2) 大学院重点化の開始

大学審議会答申

現行の大学院制度は、新制大学の創設に伴って1951(昭和26)年に作られたものである。高度経済成長期以降、理工系の組織を中心に、大学院に所属する学生が増えていっ

た一方で、大学院独自の設備が設けられることは、独立大学院のそれを除きほぼなされなかったことなどから、大学院を併設する部局で研究費不足が慢性化する事態に陥った。1963年1月28日の中央教育審議会「大学教育の改善について」答申では、「博士課程においては研究者の養成を主とし、修士課程においては研究能力の高い職業人の養成を主とする」と記され、「大学院は現在大学を基礎としており、両者は、緊密な関連を持つものであるが、大学院の内容を充実し、運営を効果的にするためには、ある程度の専任の教員と専用の施設設備を持つべきである」としており、この考え方が大学院独立研究科の設置につながっているが、これについては次章で述べる。

前項にも掲げた日米貿易摩擦における研究費の政府支出増額要求などを背景に、大学院に対する充実施策が行われるようになった。これを受けて大学審議会設置の翌年である1988年12月には、「大学院制度の弾力化について」答申が公表された。答申には大学院への学部3年時終了時点からの入学資格、いわゆる大学院への飛び級入学を認めることや修士の学位を最短で1年で取得できること、また高度専門能力を有する人材を博士課程で養成することを認めることなどが示され、この方針に基づいて1989(平成元)年9月に大学院設置基準等が改正施行された。

大学審議会が1991年に行った諸答申の中には大綱化のみならず、大学院

に関するものもいくつかあった。5月の答申「大学院の設備充実について」は、大学院生に対する処遇改善としての給付奨学金制度の導入や日本学術振興会特別研究員制度の拡充、ティーチング・アシスタント (TA) やリサーチ・アシスタント (RA) の導入に関する支援などが示され、また大学院に関わる教員等の整備充実について述べられている。ここで教育研究経費や施設整備費などの財政措置が図られる旨記載されたことが、国立大学が大学院重点化に大きく舵を切る要因と位置づけられる。

大学院重点化の開始

ひきつづいて1991(平成3)年11月には「大学院の量的整備について」が答申され、2000年までに大学院生を倍増させるという目標が設定された。各大学の予算獲得競争の中で、講座制における積算校費の増加をもたらす大学院重点化は、大学院教官が学部教官を兼担し、兼担手当という形での予算上のメリットをももたらした。東京大学大学院法学政治学研究科が1991年度に学部と対等の部局とするかたちで重点化を果たし、これを皮切りに国立大学の大学院重点化が行われていく。

一方、文部省が持つ審議会のひとつである学術審議会の場においても1992年10月に行った答申「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」では、水準の高い学術研究を積極的に推進していくため、「卓越した研究拠点」(センター・オブ・エクセレンス、以下COE)を育成する方針が示されている。

これについても、日米貿易摩擦における日米間の科学技術分野での緊張関係、その中で提言されたシンメトリカル・アクセス(研究者の相互受け入れ体制の確立)の問題について、日米科学技術協力協定交渉の中で博士号取得研究者をアメリカ側と合わせるかたちで増加させることが求められた。1980年代までの日本における博士号取得者は、博士号取得者が研究の入り口という位置づけであったアメリカと比べ、ヨーロッパ同様それほど多くなかった。

人材交流の中での待遇の決定を明快にするため、博士号を含めた資格の国際化（ハーモナイゼーション）が求められた。また海外で博士号を取得した研究者を日本企業で受け入れることは、企業機密保持の観点から容易ではないため、それを補うための公的機関における受け皿の整備は重要な課題であった。

1995年には議員立法によって科学技術基本法が制定された。この法律に基づき1996年7月2日に閣議決定された第一期科学技術基本計画では、「ポストドクター等一万人支援計画」が盛り込まれ、産学官連携促進や、競争的資金の大幅な拡充とともに大学院生の定員増加を後押しする格好となった。

九州大学では2000年度に全学大学院重点化が完了するとともに、後述する大学院の新制度である学府・研究院制度創設と大学院重点化を同時に行うことができたが、本来の大学院重点化を推し進める主目的であった予算配分に関して言えば、すでにこの年までに大学院重点化を終わらせていた東京大学と京都大学に加え、2000年には九州大学と同年に北海道大学、東北大学、名古屋大学、大阪大学の4総合大学と文系では一橋大学、理系では東京工業大学が大学院重点化を完了させた。

文部省は2000年度から国立大学における予算配分の仕組みを、分野別・職位別に定められていた積算校費の制度から、教官の所属や実験を伴う部署であるかそうでないか、また文系・理系の差異に関係なく、教官1人当たりの予算配分額を、現行基準の文系・非実験系・修士の水準に統一することで、一律の教育研究基盤校費を中心とする制度に変更した。このことは、大学院重点化それ自体に予算上の優遇措置がなくなることを意味しており、予算獲得競争の感もあった国立大学における大学院重点化はここで終結点を迎えることとなる。

一連の流れに関しては、『中日新聞』2000年1月29日記事に「大学院の重点化 12校で打ち切り」として文部省の方針を紹介している。「重点化すると、教官一人当たりの予算配分額が二五%程度上がることもあり、多くの

大学が希望してきた」として大学院に教員組織が移ることによるメリットを紹介しており「重点化された大学は大学院中心の「研究大学」として、修士、博士レベルの研究やエリート養成の核となるとみられ、学部教育を中心とする他大学との間で「差別化」が進む可能性が強まった」と述べている。同記事では、「重点化しても基準となる予算配分額が大幅に上がるというメリットがなくなり、重点化促進は事実上終結した。」とまとめているが、実際はこの後も校費における予算措置の優遇を伴わない大学院重点化が行われ、新聞にも挙げられた東京医科歯科大学や神戸大学、広島大学の他、筑波大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学などが大学院重点化を行っている。これには科学技術基本計画に基づく大学院生の増加や後述する法人化以降の組織改革など理由は様々と言えよう。早稲田大学のように学術院という名称を設け大学院重点化（部局化）を達成した私学も存在するなど、理工系を中心に部局の中心を大学院に移す動きは現在も散見することができる。

第2節 九州大学の改革構想

(1) 「九州大学の改革の大綱案」

九州大学の大学院重点化方針

九州大学では各種国の審議会からの答申を受けた形で、将来計画小委員会による改革の基本構想に着手。キャンパス移転の決定がなされた1991（平成3）年10月の将来計画小委員会では、同時に「大学院の整備充実について」が取りまとめられた。

ここでは、「将来にわたりあらゆる学問分野における学術研究の水準の向上を図るとともに、21世紀における学術の進展と社会の変化に対応しうる視野の広い優れた研究者並びに高度の専門的能力を有する職業人等の人材の育成

及び再教育」を行うため、基本となる研究教育組織の検討をする必要性があると、以下の構想を進める旨記載している。

1. 学際大学院構想の推進

総合理工学研究科についてはさらにその改善充実を図るとともに、生命科学研究科及び比較社会文化研究科の早期の実現を図る。

2. 一般研究科の改革

原則として、全教官が大学院研究科を担当することとし、研究科中心の管理運営組織に移行させるとともに、学術研究の進展に向けた研究科の再編又は独立専攻の設置等を図る。

3. 教養部と大学院

学際大学院の編成及び一般研究科の改編にあたっては、教養部の改革とも積極的に関連させて検討を進める

この方針は、九州大学としての大学院重点化の方針を決定づけるものであり、また 1990 年代に入ってから学際大学院の設置と改組に大きく関与している。この素案がもととなり、各部局長が参加する将来計画小委員会主導によって基本構想の具体化が推し進められた。

キャンパス移転と大学改革の動きは表裏一体であった。第 14 編でも述べるが、キャンパスの統合移転における文部省との意見交換の場において、単なる施設移転ではなく、組織改革を伴うものを求められており、これを受け形で 1992 年 3 月 24 日にまとめられた「九州大学新キャンパス基本構想(第一次案)」(図 12-3)では、「大学院重点運営への速やかな移行」および「小講座制からひとつの講座に複数人の教授がいる大講座制への改変」が明記され、この方針に基づいたキャンパスプランが策定されることとなる。

「九州大学における大学改革の基本構想(案)」

ひきつづき、1992(平成4)年6月5日の第1226回評議会において「九州大学における大学改革の基本構想(案)」を取りまとめた(資料編Ⅲ-654、

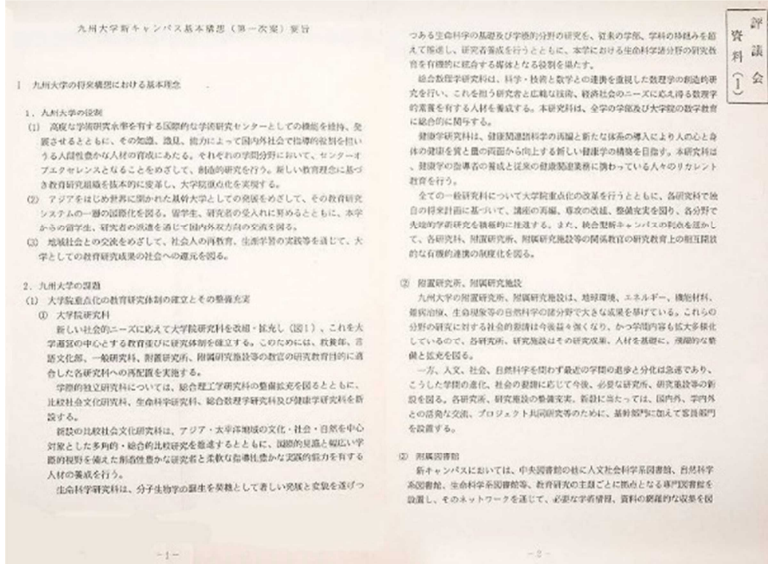


図 12-3 九州大学新キャンパス基本構想（第一次案）

pp.4-6)。ここでは、キャンパスの統合移転の発表を契機に、国に先駆けて「世界的水準の教育研究の拠点」としての大学の構築に向けた構想が、以下の4項目で明記されており、同年7月8日に発行された『大学広報』772号にも同じ内容が掲載され、大学内外に九州大学としての方針を明示した。

「1. 世界に開かれたセンター・オブ・エクセレンスの構築」

ここでは、大学院重点化を踏まえた上で、独立研究科の整備・充実や研究科横断型のコース制導入、大講座制への移行や学部・修士一貫型教育、全ての分野での円滑な博士の学位の授与、外国語による教育の実施が盛り込まれており、後の学府・研究院制度や6年間一貫教育を指す用語として発想された「系」などの機軸の原点を見ることが出来る。

「2. 教育機能の充実・強化」

教養部組織を改編した全学参加による共通教育・4～6年一貫教育、過度の専門化を避け学生に幅広い教育機会や交友関係を与えるための学部組織を超

えた教育のための教育単位（ハウス）の構想、社会人対象のリフレッシュ教育などが明記された。

「3. 大学の組織・運営の改善」

副総長制度の導入や大学運営のための有識者意見を反映する制度、全学教育機構の創設や自己点検・評価のための全学委員会の創設が記載された。

「4. センター・オブ・エクセレンスにふさわしい教育研究施設の配置」

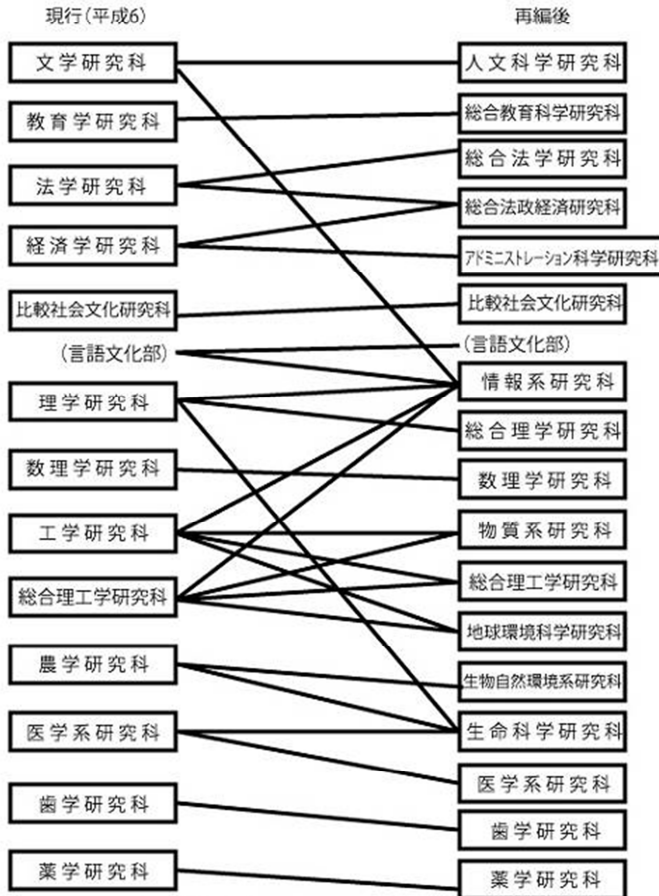
ここでは後の新キャンパスマスタープラン 2001 につながる、周辺の公共・民間研究機関との連携や図書館やコンピューターセンターなど共通利用施設の集約配置、コンベンション施設や文化施設の配置など、キャンパス移転を見据えた構想が打ち出された。

この 1992 年の時点ですでに、後に掲げる「九州大学の改革の大綱案」内に織り込まれている内容はほぼ列記されており、「九州大学の改革の大綱案」は、この基本構想の実施のための具体策と位置づけるべきだろう。

大学改革専門委員会

1993（平成5）年6月3日に将来計画小委員会は大学院改革専門委員会を設置（委員長：関口睦夫生体防御医学研究所教授、翌年3月22日廃止）した。ここでは従来学内に設けられていた大学院研究科の再編案を検討するために総長が指名する委員が協議し、1994年1月25日に「九州大学大学院再編案」を作成し、将来計画小委員会に報告している（資料編Ⅲ－655、pp.6-28）。ここでは再編の指針と研究科の構成という項目の中で「教官の所属を学部から大学院に移し、大学運営の基礎を大学院に置く制度に改める」と明記するとともに「従来の学部の上に直結する研究科組織を抜本的に見直した研究科の組織設置を行うとして、図 12-4 に掲げるような再編案を提示した。ここでは後に設置されるシステム情報科学研究科につながる情報系研究科と生命科学研究科が記載され、農学研究科の組織改編がすでに計画されており、生物資源環境系研究科と記載されているところが特徴と言える。

再編に伴う研究科の移行



注1)再編研究科の名称は仮称

注2)比較社会文化研究科及び数理学研究科は平成6年4月設置予定

図 12-4 大学院改革専門委員会による研究科再編案 (元図を改変)

同案について各部局の意見を反映させながら、さらなる議論を進め、大学院重点化に向けた準備を進めるため、同年2月18日には大学院のみならず学部教育を含めた大学全体の管理運営に関わる議論を行うため、大学院改革専門委員会を改組する形で大学改革専門委員会が設置され、全学的な組織改革に向けた動きが加速していった。コンセプトを競争原理と組織・制度の透明化として指導部のリーダーシップを強化しうるシステム作りを「改革の方向」として打ち出し、従来の学部・学科を廃止して3学部にまとめ、その下に従来型教育を踏まえたいくつかのコースに分類していくという大胆な案が提示された。ここでは、文系学部・理系学部と両立する形で起案された「自由学部」という構想や、コアカリキュラムを中心とした教育の導入、学部・修士6年一貫教育の3本を柱とした議論が進められた。

これら案をもとに行った文部省大学課担当官との協議からは、「キャンパス移転という折角の機会だから他には出来ないような改革案」を希望され、「一挙に大学院重点化をすとした場合、大学院及び学部のそれぞれで目指す方向性は何なのかを明確にする必要があるのではないか」という意見を得て、これを元に各学部からの文面による意見聴取を始めている。

同委員会は、1994年6月21日に「九州大学における学士課程教育改革の基本方向について」をとりまとめ、将来計画小委員会に報告している。ここではこれまでの議論を踏まえた上で大学院重点化とキャンパス移転を視野に入れた改革案が報告されている。

ここでの大きな特徴は、「学士課程教育改革についての提案」として、

- ・ 学生が一定期間の基礎教育を経た後専門のコースに振り分けられ専門教育を受ける（コース制）のか、それとも4年間にわたり選択するカリキュラムを通じて専門教育を受ける（カリキュラム制）のか、といった履修方法の違い
- ・ 学士課程を学部の垣根を超えた「系」による分割単位をどのように設定するか

・文理横断型教育による「自由（総合科学）系」の学士課程を創設するを示し、以上の3つの論点を考慮して、従来の学部・学科を廃止した上で、

A1案：全学カリキュラム制（一部を除く）、4分割（人文社会系・自由系・理工系・生物系）案

A2案：全学カリキュラム制（一部を除く）、5分割（人文社会系・自由系・数物系・化学系・生物系）案

B案：文系カリキュラム制・理系コース制、4分割（人文社会系・自由系・理工系・生物系）案

という3案を設定するというきわめて大胆な提案がなされた。

これらの考え方に対して各部局からは、

- ①大学院の改革案と一体で検討したい
- ②一貫教育・系統教育・体系教育が弱くなることへの疑問がある。
- ③カリキュラム制とコース制の接点の模索や具体的なカリキュラムの詰めが必要である。
- ④理工系および生物系の分け方に疑問がある

という意見があり、これを踏まえて将来計画小委員会では、大学改革専門委員会に対して「学部教育改革」「大学院改革」「管理・運営」という3つの問題に関して全体的に検討を願うこととした。

大学改革専門委員会は9月20日に「九州大学における教育研究組織と管理運営の改革の基本方向について」を将来計画小委員会に報告した。ここでは6月に挙げた報告を基本としながらも、大きく以下の4項目に分けてまとめられている。

「I 九州大学における学士課程教育と大学院教育の目標・理念」

大学院教育に関しては、研究者養成を第一義に掲げながらも「高度な専門的知識・能力を持つ職業人の養成」を併記し、学士課程教育に関しては「卒業生の多くが九州大学または他大学の大学院に進学することを想定して大学院教育との一貫性を考慮した基礎的・総合的教育を行う」ことを明記。ゼミ

ナールや実験などの少人数教育の改善強化、飛び級制度の積極的な活用など柔軟な基礎教育システムに言及している。

「Ⅱ 九州大学の教育研究組織と管理運営の在り方」

ここでは教官の所属を大学院研究科とすることを基本として、「大学組織間の協力体制が取りやすく、しかも学問の発展に伴う必要な対応が容易となるような柔軟なシステム」を作り出すことを明記、情報公開や事務機構の大幅な改編・効率化の推進について述べている。

「Ⅲ 九州大学の教育研究組織と管理運営システム」

学士課程については学生が「専門分野を狭く限定しない形で入学」し、「漸次専門を確定する柔軟な教育システム」を目指し、人文社会系、理工系、生物系、および自由系の4つの系を設けることを柱に据えている。大学院については、分化した学問の総合化を目指し、先に提案した大学院再編案を元にした大学院研究科の編成を提案している。また管理組織として全学共通教育運営委員会の設置や総長を補佐するための3名の副学長制度についても記載している。

「Ⅳ 柔軟で効果的に教育研究を推進するための諸方策」

ここではセンター・オブ・エクセレンスを目指した教育研究の活性化のために自己点検・評価の必要が述べられた上で、そのための各部局における組織編成や全学的な組織、学外からの意見徴収のための仕組みや外部有識者の参与としての委嘱のほか、組織横断型の専門分野について「プログラム」を設けるという考え方が記された。これについては本節(3)「教育研究プログラム・研究拠点プロジェクト」で詳しく述べる。

「九州大学の改革の大綱案」

9月には「九州大学における大学改革に関する理学部からの提案」として、総合理学研究科・数理学研究科・生命科学研究科を主体として部局に主体性を委ねるかたちでの大学改革に関する意見が提示され、自然科学系の大学院

構想に関する対案が出されるなど、部局からの活発な意見が出された。前述した大学院再編案に対する各部局の検討結果については11月1日にまとめられ、個別の意見については後述するが、この中で工学部建築学科から文系学部への研究科を超えた再編に関する提案がなされ、後の人間環境学研究科設置につながるワーキンググループが作られるなど大きな変更を伴う提案がなされており、これについては次節で紹介する。

ここで挙げられた報告や意見を踏まえ、「九州大学大学院再編案」を原案としながらも大学改革専門委員会による検討が続けられ、1995年1月に「九州大学の改革の大綱案」（以下、「大綱案」）が将来計画小委員会に報告された（資料編Ⅲ-656、pp.28-74）。

「大綱案」は1995（平成7）年3月30日の評議会において了承された。ただし、将来計画小委員会の中で附置研究所やセンターなどについて言及がないという意見が出されたことから、これらに対する将来計画として5月2日には「続・九州大学の改革の大綱案」（以下、「続・大綱案」）が取りまとめられた。「続・大綱案」の内容については、第4章第1節にて詳しく述べる。

「大綱案」では、「国際的・先端的な研究教育拠点の形成」と「自律的に変革し、活力を維持し続ける社会に開かれた大学の構築」というふたつの項目を基本的なコンセプトとしており、その実現のために9月の大学改革専門委員会でも提言された「組織の再編・整備」「教育・研究の改革」「管理・運営の強化」の3点の側面から多面的な改革案がまとめられた。ここでの柱は、学士・修士一貫教育である「系」の考え方の導入と博士一貫教育との併存、教育組織と研究組織の分離とその管理運営システムの導入、COE構築のための教育研究プログラムと拠点形成プロジェクト導入、さらに系・コース制の導入と自由学際系およびハウス制度の導入が挙げられるが、個々の事例については後述する。

「大綱案」策定を受けてこのうち全学的事項の具体的な実現方策について調査検討するとともに、「本学の改革における部局及び設置準備委員会等との

連絡調整を図るため」の組織として1995年4月27日に「大学改革推進専門委員会」の設置が決定し、大綱案の具体化に向けた検討が開始された。

これだけの大きな改革を急ぐ背景には大学院重点化と病院地区における再開発、そしてキャンパス統合移転があった。「改革の路線が見えない限りは九大は重点化を止める」という意見が概算要求の中で意見として挙げられ、九州大学としての改革の姿勢を見せた成果として「大綱案」「続・大綱案」が挙げられる。学部再編の各案において批判を含め教授会内で活発な意見が生み出されたことは、教授会自治の維持を果たす上で大きな意味となり、ここでの基本方針が後の学府・研究院制度をはじめとした大学改革と学際大学院設置の路線へとつながっていく。

九州大学の大学院重点化については次節以降で詳しく述べるが、例外的に先行した薬学研究科医療薬学専攻（1992年）と生命科学研究科設置に向けた大学院独立専攻、そして総合理工学研究科、比較社会文化研究科と数理学研究科を除けば、大まかな流れとしては大綱案のとりまとめを踏まえて進められた。1996年の理学研究科と工学研究科などから独立するかたちでのシステム情報科学研究科の設置、1997年4月に医学系研究科の一部と工学研究科の重点化が行われ、九州大学の大学院重点化が始まった。翌1998年には理学研究科・生物資源環境科学研究科・教育学研究科を含めた人間環境学研究科の設置、さらに法学研究科・薬学研究科、最後に2000年度に人文科学研究科・経済学研究科・歯学研究科の大学院重点化が一挙に行われ、この年4月に「全学大学院重点化」が完了している。この2000年度には後述する大学院の新制度である学府・研究院制度が導入され、九州大学における全学大学院重点化は、教育と研究との分離を柱とした学府・研究院制度の創設と同時に実施することができた。

(2) 全学教育の改革と総合選択履修方式

大学設置基準の大綱化がきっかけとなって、九州大学における教養部による一般教養教育は、1994（平成6）年度から大学教育研究センターが運営する全学共通教育へと変更した。ここでは「総合大学としての優れた教育能力を活かすために全学の部局が協力共同して実施する」授業として、各部局が旧教養部教官の再配置数に応じて授業を負担することが確認されている。

「大綱案」の策定以降、この全学共通教育方式においても再検討が推し進められ、大学改革推進専門委員会の場合において1996年1月19日には「全学共通教育改革ワーキンググループ」（委員長：矢田俊文経済学部教授）が設けられ、さらにこのワーキンググループでは各分野毎にカリキュラムの再編・改革、教育システムの在り方等を話し合うため、以下の性格を持った4分科会が設けられた。

第一分科会（外国語、健康・スポーツ科学、情報処理教育）

第二分科会（文系における教養教育科目）

第三分科会（理系における教養教育科目、旧教養部教官の再々配置に伴う負担の在り方）

第四分科会（医系における教養教育科目、分離キャンパスにおける教育システム）

これら分科会からの審議に基づき、1996年7月5日には大学教育改革推進委員会より「大学改革に伴う全学共通カリキュラムについての基本的な考え方」が報告された。ここでは学士・修士の一貫した系統的な教育、学部一括入学を原則とし、入学後のコース決定を行うという教育システムの改革を行うという原則を踏まえて、全学共通教育のカリキュラムを教養教育、外国語教育、健康・スポーツ科学教育、情報処理教育、基礎科学教育、そしてその他科目の履修については総合選択履修という項目を設け、複数の教官で実施される総合科目と専攻教育科目についても他学部や学部内他コースの学生

第12編 学府・研究院制度の発足

標準履修単位数

科目	文系学部				理系学部				薬学部				医・歯学部			
	教養履修	総合選択履修	専攻履修	合計	教養履修	総合選択履修	専攻履修	合計	教養履修	総合選択履修	専攻履修	合計	教養履修	総合選択履修	専攻履修	合計
全学共通教育 I	2.4	2.4	8.0	12.8	4.2	1.0	8.0	13.2	4.2	1.0	81.5	133.5	4.4	1.0	161	215
全学共通教育 II																
他専攻																
自専攻																
教養教育科目 I	8				1.0				1.0				1.0			
文系コア教養科目																
理系コア教養科目																
教養科目	(2)															
健康・スポーツ科学科目 I	3				3				3				3			
情報処理科目 I	1				1				1				1			
基礎科学科目 I					1.8				1.8				2.0			
言語文化科目 I	1.2				1.0				1.0				1.0			
教養教育科目 II																
健康・スポーツ科学科目 II																
情報処理科目 II		2.4				1.0				1.0				1.0		
基礎科学科目 II																
言語文化科目 II																
外国語コミュニケーション科目																
他専攻																
自専攻																
低年次専攻科目 (入門科目)	(4)															
高年次専攻科目			8.0				8.0				81.5					
低年次専攻科目		1.0														
高年次専攻科目		まで可														

- 注記 1 () は内数
 2 経済工学及び建築学コースについて、別途検討する。
 3 文系学部中の網かけ部分は、他専攻分野の低年次専攻科目を教養教育科目に含むことを意味する。
 4 文系学部中の総合選択履修については、自専攻の専攻科目を含むことができるが、それは1.0単位を限度とする。
 5 外国語コミュニケーション科目については2.0単位以上取得した場合は、副専攻取得と認定する。
 ただし、これを総合選択履修、専攻履修、卒業要件単位数外にどの程度配分するかは、各部署の判断に委ねる。

表12-2 「大学改革に伴う全学共通カリキュラムについての基本的な考え方」
 における標準履修単位数

向けにできるだけ開放するという方針が打ち出された。

このワーキンググループではキャンパス統合移転後の病院地区3学部に関する全学共通教育についても話し合わせ、医・歯学部学生は1年間、薬学部学生は1年(半)の期間を元岡地区で履修し、履修期間の統一については今後の検討課題とした。また病院地区における全学共通教育実施のための施設新設も織り込まれた。

大学教育研究センターが主体となって運営する全学共通教育と専門教育との橋渡的存在として、箱崎地区や病院地区においても高年次教養教育が設定され、各学部で3年生以上を対象とする他学部への解放科目が設けられた。また「九州大学における教育研究組織と管理運営の改革の基本方向について」の中で全学教育の改革案として示された少人数教育ゼミナールは、六本松の全学教育課程において導入され、漸次改革が推し進められてきたが、六本松地区や箱崎文系地区、理系地区そして医系各学部で専門とするカリキュラムが異なり、また授業の開始時間や時間割、昼休み時間の設定まで異なっている背景から、開放できる科目は増やすことができなかった。

旧教養部の延長線上にあった大学教育研究センターのような部局主導による共通教育の運営方式から、各部局から委員を招聘する委員会組織へと変更していく中で、「全ての専門課程の科目を全学に開放する」という前提のもと導入された制度が総合選択履修方式である。総合選択履修方式は1999年4月に導入された。翌2000年に全学教育実施委員会および全学教育企画委員会を内包する運営責任組織として総長を機構長とした全学教育機構が設置されるが、これについては第4章第2節(2)で詳述する。

教育担当副学長の柴田洋三郎医学部教授は、この総合選択履修方式が「21世紀プログラム構想の実現に大きな影響を与えている」と後に述べており、大学改革専門委員会から続くカリキュラム制による広い教養課程履修にかかるとの考え方は、21世紀プログラムにも受け継がれていく。

大学教育研究センターは、全学教育機構の設置に伴い、全学共通教育プロ

グラムの直接の担当からそれを支援する側となり、2001年度から大学教育の研究と21世紀プログラム、さらにAO入試の運営母体であるアドミッションセンターという3部門を擁する高等教育開発推進センターへと組織変更された。

(3) 教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト

教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクトは、1994（平成6）年9月20日の将来計画小委員会に大学改革推進委員会が提出した「九州大学における教育研究組織と管理運営の改革の基本方向について」に記された、組織横断型の専門分野について「プログラム」を設けるという考え方がもとになっている。

このプログラムとは、5～10年にわたる教育研究を行うためのものとして、「未踏の学術・文化を萌芽させ・育成するタイプ」、「ブレイクスルー型の先導的・先端的な科学・技術・学術・文化を創出・育成・発展させるタイプ」、「複数の研究科又は専攻にまたがる新しい発展性のある学際分野を創出・育成させるタイプ」、「国内外の大学・研究機関との連携によって、教育研究を強力に発展させることが出来るもの」という分野を特定し、教育研究経費から学内的な優遇措置を執るとして明記された。

これを発展させる形で取りまとめられた「九州大学の改革の大綱案」の中では、「卓越した研究拠点（COE）を積極的に育成するために、急速な研究の発展又は新しい研究分野の開拓が期待できる分野・課題のもとに集合した研究グループを選定し、研究環境の重点整備を支援する」ための研究拠点形成プロジェクトを設けるとしていた。

これを受けて大学改革推進専門委員会で事業の妥当性について議論が進められ、1997年2月18日の評議会で承認、決定されたものが、九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（以下「P&P」）である（資料

編Ⅲ-659、pp.106-109)。

P&Pは「一定の期間研究費等の重点配分を行い、本学の教育と研究の一層の発展を図ることを目的」として設けられたもので、総長裁量経費による学内公募型教育研究プロジェクト支援の仕組みである。

当初の募集要綱案の概要は以下の通りである。

Aタイプ：新研究科・専攻準備型、新たな研究科や専攻コースの設置の可能性が高い教育・研究分野を対象。申請額 4000 万円まで、研究期間は 3 年間、成果の点検評価結果に基づいて引き続き 3 年間の延長が可能。年間採択件数 1 件。

Bタイプ：学内の研究者がそれぞれの分野を超えて共同で取り組む国際的・先端的・学際的分野を対象、申請額 1000 万円まで、研究期間は 2 年間としている。

Cタイプ：学部や研究科を超えた共通教育の実施や比較的小規模な学際領域の大学院教育などを対象、申請額 1000 万円まで、研究期間は A タイプに準じ、年間数件程度を採択する。

1997 年 6 月 27 日に発行された『大学広報』No.872 には、上記募集要項案を含めた P&P の募集記事が掲載されている。プロジェクトとしては 1997 年 4 月からの開始であるが、募集締切を 1997 年 7 月 25 日とし、選考方法については、学内委員による第 1 次の書面審査を経て、第 2 次審査では総長推薦による学外委員 2 名を交えた書面審査とヒアリングが行われた。採択は 10 月 21 日の将来計画委員会において了承、初年度の応募総数および採択件数は表 12-3 の通りである。

このプロジェクトに関しては、特別予算および優先推薦特別予算を財源としていたが、とりわけ 1997 年度に関しては教育研究特別経費および校費しか使えなかった。このため学内の研究者による学際研究にかかる B タイプの研究費が、優先推薦特別予算に依存している性格を他のタイプよりも強く持っていたことから、初年度はこれを利用して適用予算の振り替えが講じられ

表12-3 1997年度九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクトの応募総数、選定数

区分 類型	応募総数	選定数	採択部局別内数
Aタイプ	1件	1件	理学部1
Bタイプ	57	6	文学部1、理学部1、工学部2、比較社会文化 研究科1、石炭研究資料センター1
Cタイプ	13	5	副学長1、法学部1、理学部1、機能物質科学 研究所1、留学生センター1
計	71件	12件	

た。1998年度からは実施概要通りに優先推薦特別予算（大学改革等推進経費および高度化推進特別経費）からの捻出が行われた。

教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト専門委員会（委員長：矢田俊文副学長）が設置され、5月の3回にわたる集中議論を踏まえ、P&P候補選出過程に関する基本的事項について検討が行われた。各部局から提出された審査方針の修正意見を踏まえて1997年6月27日の将来計画小委員会にて募集要領として承認、学内公募が行われた。

なおこのP&Pプログラム推進のための専用施設として、工学部3号館北側の旧グラウンド部分に建設されたのが、「リセウム悠遠」と命名された学際教育・研究交流棟である。建設にあたっては九州電力株式会社からの建設費提供が行われた。建物は3ユニット分の研究施設とゼミ室として提供される共用スペース、および交流ホールで構成されており、1998年2月3日の竣工記念式典には、九州電力大野茂会長はじめ、関係者が参列し、建物の竣工を祝うとともに学際型研究の推進に対する期待が表明された。病院地区の拠点施設に関しては、主に生命科学に関する共同研究の拠点として2000年4月に竣工した9階建施設のコラボステーションがP&P事業の受け皿を担っ

ている。柔軟な建物活用に対する考え方は、伊都キャンパスにおける建物配置計画にも表れており、これについては第 14 編で詳しく述べる。



図 12-5 学際教育・研究交流棟「リセウム悠遠」(2003年撮影)